



消費者教育NPO法人
お金の学校
くまもと

消費者教育NPO法人

お金の学校くまもと

会報・第16号 2010年2月発行

続「ジャニーズ(Johnny's)」考

代表 徳村美佳

みなさま、お正月をいかがお過ごしだったでしょうか。2010年のキーワードは、「変化と継承」。今まで積み上げてきたものを活かして、上手に変化を作っていくことが開運のポイントだそうです。ところで、前回のコラム「ジャニーズ(Johnny's)考」に、とてもおもしろい反応がありました。ひとつは、私の少し先輩の女性(当NPOの会員の方)から「私も嵐の大ファン↑」という熱いメールが届いたこと。もうひとつは、優秀な若い司法書士の方から「会報のジャニーズのコラム読みました。会員になります」と声をかけて頂いたこと。これは、この会報の編集長である「うちー」こと内田氏が、機会あるごとに会報持参で広報活動をしていてくれたおかげです。

作家の吉本隆明氏は、ある対談で次のように話しています。「ぼくの行き着いたところは、要するに、平均値といいたいでしょうか。あるひとつのことにに関して、こうやれば食えるようになるというものの、平均値が、おそらく10年なんです。あることを10年間していたら、食えるようになる。それはぼくが、保証します。」男性アイドルグループ5人組「嵐」は、昨年9月に結成10周年を迎えました。まさに「嵐」は、これで食っていけると保証された状態までたどり着いたのかもしれませんが(紅白歌合戦への初出場もよかった!)

私は今、アイドルで食っていける「嵐」のメンバーの「ひととなり」に、かなり興味があります。雑誌のインタビューなどで語ったメンバーの語録から、印象的な二人(だれとだれでしょう?)のものをご紹介します。(「アラシゴト-まるごと嵐の5年半-」集英社より)

☆アイドルという存在は、ファンの人たちのためにあるものだから、そこをはき違えて、自分の好きなことをやろうとするのはダメなわけ。ダメっていうかアイドルとしての存在価値がない。

(2003年)

☆ビジョンって大事だよ。考えるだけじゃなくて、絵として見えるくらいに具体的にになりたい自分を思い浮かべるの。それがしっかり分かっている、そのためにしっかり動いているヤツとポヤンと動いているヤツじゃ同じことをしてもまるで違ってくる気がする。(2002年)

デビューして3~4年しか経ってない未成年の若者が、どんな姿勢で食っていこうとしていたかと思うと、ただただ……。

「お金の学校くまもと」も、デビューして昨年の9月で5周年を迎えることができました。これも、みなさまのご支援とご協力、それにメンバーの力があればこそ。ただただ、「感謝カンゲキ嵐」♪です。当NPOが、「継承と変化」できますよう、今年もどうぞよろしく願いいたします。

改正貸金業法をめぐる最近の状況

—求められる早期完全施行—

(1)はじめに

3年前に、貸金業法が改正され、すでに3段階にわたって順次施行されています。当初のスケジュールでは第4段階が施行される予定ですが、完全施行時期(2010年6月)を巡って、賛成、反対の意見が対立し、現在、綱引き状態となっています。

改正貸金業法のポイントは大きくは①金利規制の強化②業界参入規制の強化③過剰貸付規制強化の3点です。第4段階で施行が予定されているのは、①出資法上限金利を年利29.2%から20%に引下げる(グレーゾーン金利の廃止)、②総量規制の導入(融資を年収の三分の一に抑制)等、主には4点で、貸金業法の根幹を成す部分です。対立の構図は、貸金業界が規制の見直しや施行時期の延期を求めているのに対して、多重債務者問題に取り組む諸団体が早期の完全施行を求めていることです。以下、貸金業法改正以降の業界の動き、完全施行を巡る最近の動向について取りまとめました。

(2) 貸金業法が改正された背景

サラ金被害が広がり、犯罪が多発、サラ金からの借金と取立てを苦にして自殺者が増加するなど社会問題となり、金利規制や業態への参入規制がトータルに必要となったことから2006年12月に貸金業法が改正された。改正貸金業法は法曹界や労働団体などの広範な人々と組織の力で勝ち取られたものです。当時の消費者金融の利用者は1,400万人を超え、そのうち230万人にも上る人々が返済困難な多重債務状態にあり、生活破綻、家庭崩壊等の深刻な状況にありました。そうした状況は一部改善されたとはいえ大半は未だ残っており引き続き対策・取り組みの強化が必要とされています。

(3) 改正貸金業法施行後の業界の動き

改正貸金業法施行後の業界の動きの特徴は別表(資料1)の通りです。「過払い金返還請求」が相次ぎ、昨今は多重債務者ではないごく普通の利用者がマスコミ報道に触発されて過去に利用した消費者金融に対して過払い金請求をしています。その額はここ3年半で1.6兆円とも言われています。「過払い金返還」に伴う法律家の成功報酬を平均25%(20~30%が多い)とすれば4,000億円が法律家の懐に入ったこととなります。「過払い金バブル」と言われる所以です。こうした動きは金利の前倒し引き下げもあり、業界の収益を大幅に圧迫、経営が立ち行かなくなる中小零細業社は参入規制の強化もあり急激に淘汰されており、1986年段階で47,504社あった事業会社は09年には3,366社に大幅に減少しています。

また、貸倒リスクを回避するために新規ローンの成約率も大幅に低下(一頃の60%台から20%台へ)しています。こうした状況を受けて銀行主導の業界再編が加速しています。

(4) 双方の意見の対立点

金融庁は昨年11月に改正貸金業法の完全施行に向けた検討会議をスタートさせ、計8回に渡って会議を開催。日本貸金業協会(09年7月に設立)は「過払い金利息の返還による経営悪化もあり、業者数が3年間で約三分の一まで減ったとして、このままでは業界そのものが喪失する」と訴えた。また、「事業者が消費者金融から資金を調達できなくなり、代わって違法なヤミ金融が広がっている」と強調。一方、早期施行派は「同法は高金利による過剰な貸し付けや

業者の強引な取立てを防ぎ、多重債務で苦しむ消費者の発生を抑えることが狙いだ。完全施行の見直しはこうした趣旨に逆行しかねない」、検討会議では日本弁護士連合会が、「5件以上の借入れがある多重債務者が昨年5月までの2年間で120万人近く減少しているとして、同法の有効性を強調、貸金業者の貸付残高の減少は過剰な貸し付けが減った為」と説明(朝日新聞1月9日参照)。

両者の争点は、貸金業界が完全施行されれば借り入れ出来ない人が数百万人出て、ヤミ金被害につながる。今の経営状態が続くとマーケットからの退場につながり業態が消滅するとして金利規制・総量規制の見直し、先送りを主張しているのに対して、一方、早期完全施行を主張する団体は「返済能力を超える貸付をしないのは当然のことだ」と主張し両者は真っ向から対立している状況にあります。

(5)求められている完全早期施行

両者の主張の対立点は(4)で見た通りですが、06年12月改正貸金業法の改正以降、下表(資料2)のとおり、僅かな期間に多重債務者は目に見えて減少しています。これらは明らかに改正貸金業法の施行によるものであり、金利引下げ(グレーゾーン金利の廃止)、「総量規制」を中心とした貸金業法の早期完全施行を通して、抜本的に改善することが求められています。「総量規制」で金に困った人達がヤミ金に向かう可能性は指摘の通りであるが、そうした懸念に対しては「多重債務改善プログラム」にあるヤミ金の規制・摘発を徹底的に強化することが必要です。そもそも高金利、事業者の乱立、宣伝のし放題、貸し放題という業界のやり放題をこれまで放置してきたことこそが問題であり、日本は言わば放置国家状態だったわけであり、改正貸金業法の施行で初めて法治国家としての体裁を確立できたというものです。政権をとった党の中にも業界の利益の代弁者がいるのはまことに困った状況と言わざるをえません。

(資料1) 改正貸金業法施行以降の業界の動きの特徴

「過払い金返還請求」が相次ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・収益の大幅減少、09年度上期決算は大手4社も苦戦、アイフルは大幅赤字、ADRへ ・09年度末見込みも軒並み苦戦の見通し
金利の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正を受けて、新規貸出金利の前倒し引き下げが相次いだ、アコム…7.7%~18%へ 既存金利も徐々に引き下げへ。他社も追随して引き下げ
事業縮小と業界再編が加速	<ul style="list-style-type: none"> ・大手4社のローン残高が5年で22%減少(2003年比) ・貸倒リスクを回避するため審査基準が厳しくなり、否決案件が増加。ローン制約率は大幅に低下(大手4社の成約率は60%台から20%台へ急減) 今後、総量規制で益々融資にブレーキがかかる ・銀行主導の業界再編が加速し、大手銀行と消費者金融業界の提携関係が進んだ
中小サラ金業者は倒産・廃業へ	<ul style="list-style-type: none"> ・1986年、47,504社から、3,366社へ(09年)へ激減。過払い金の請求に影響

資料(2) 多重債務者の推移

	2006年5月現在	2008年3月現在	増減
消費者金融貸付残高	約14.2兆円	約12兆円	約2.2兆円減少、15%減
消費者金融利用者	約1,400万人	約1,126万人	約274万人減少、約20%減
5社以上の利用者	約230万人	約117万人	約113万人減少、約50%減
5社以上の利用者の平均借り入れ	約200万円	約106万円	約94万円減少
3カ月以上延滞者	約267万人	約199万人	約68万人減少、約25%減少

資料：全国信用情報センター調べ

リレーをしようと思ったら、バトンを渡す人がいませんでしたので、もう1周私が走るようになりました。さて、今回は裁判員制度について触れました。当事務所では裁判員制度を取扱っておりませんので現場の話をする事ができません。(取扱ったとしても守秘義務がありますので…)そこで、今回は離婚に伴う養育費の不払い問題について書きたいと思います。なぜその問題か??と言いますと、私の卒論のテーマにしているからです。

少し前のデータですが、わが国の一人親家庭世帯数は、母子世帯数は70万1000世帯、父子家庭は9万4000世帯となっています(平成20年国民生活基礎調査)。母子世帯1世帯当たりの平均所得金額は211万9千円であり、全世帯の1世帯当たりの平均所得金額563万8千円、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額301万9千円に比べても低い水準となっているのが現状であり、決して楽な生活とは言えません(平成18年厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」)。

一人親家庭になった原因は、離婚によるものが大多数です。その中で、養育費の取決めをしている世帯は38.8%。さらに、養育費の取決めがなされた場合であっても、支払いを続けているのは19%です(平成18年厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯調査」)。

養育費の問題を2段階に分けてみると、第1段階は初めから養育費の取決めをしないという問題です。養育費の取決めをしない理由は様々です。「相手に支払う意思や能力がないと思った」、「相手と関わりたくない」、「取決め交渉をしたがまとまらなかった」などなど。非監護親だけでなく、監護親の考え方にも問題があるように思えます。養育費を要求するのは子どもの権利です。将来、子どもが経済的困窮に陥らないためにも、監護親・非監護親は双方ともきちんと取決めをするべきではないかと思います。

さらに、第2段階の問題は、養育費の取決めをしても支払いをしないという問題です。できるだけ揉めずに任意に支払ってもらうのが理想ですが、支払をしない場合は、給与等の差押をすることができます。養育費などは、民事執行法で優遇された規定があります。例えば、給料を差押する場合は、通常の債権は、税金・社会保険料を控除した額の4分の1までしか差押をすることができますが、養育費は2分の1まで差押をすることができます。

問題は、非監護親(養育費を支払う方)が行方不明の場合です。差押は、裁判所の差押命令が相手方に通知されなければ、取立てをすることができません。そもそも、行方不明の場合は、どこで働いているかも分からないので、差押の申立すらすることが出来ません。このようなケースは少なくないのです。FBIの超能力捜査官にでもお願いして探し出してもらうしか方法がありません。

民主党新政権では子ども手当が支給され、一人親家庭も少しは負担が軽減されることと思います。しかし、決して楽な生活ではないでしょう。私は、離婚すること自体に反対はしませんが、子どもに対して責任を果たさない親に対しては違和感を覚えます。子どもの貧困が問題になっている昨今ですが、大人の事情に振り回されず、希望を持って将来を生き生きと生活していけるように、親だけでなく周りの大人も考えて、地域社会全体が母子家庭・父子家庭を支えていかなければならないと思います。

「総量規制」導入に伴う困った事態とは？

・「総量規制」とは？

前述のように「総量規制」と上限金利の引き下げ(グレーゾーン金利の廃止)が改正貸金業法の中心的な内容であり、これこそが多重債務者問題解決のキーポイントです。「総量規制」とは、借り手の年収を基準として借入枠を設定する制度です。「総量規制」導入の目的は、身の丈以上の債務を防止することを通して多重債務者の増加を抑制もしくは減少させることにあります。

「総量規制」の対象となるのは、個人向け貸付けのみであり、利用者にとって重要なのは以下の2点です。①キャッシングなどの無担保ローンは、年収の三分の一までしか借りられないこと。②貸金業者1社からの借入額が50万円の場合、又は複数の貸金業者からの借入れ合計が100万円超の場合、年収などを証明する書類提出が必要なことです。

「総量規制」の導入に当たっては、「指定信用情報機関制度」を創設し、借入残高を把握する仕組みとなっています。専業主婦で収入がない場合は、貸金業法完全施行後は単独では借入れが出来ず、借り入れる為には、配偶者の収入を証明する書類(源泉徴収票等)、夫婦関係を証明する書類(住民票等)、そして配偶者の同意書が必要になります。

こうした措置は貸金業法完全施行後からの借入れに限定されるのではなく、既存の借り入れにも適用されるため、貸金業者は遡って対象者に書類の徴求を求めることとなります。

・専業主婦の借入れはどうなるのか？

専業主婦の中には、夫に内緒で消費者金融などから借入れした金でパチンコに密かな楽しみを見出したり、また、別の人はショッピングなど人生を楽しんでいる人もいます。こうした借入れ理由ならば、夫に事情を話して、関係書類を準備してもらえと思われそうですが、中にはホストクラブなどに通い詰めたなど、ご主人から借金した金の資金用途を問われた時、正直に言えない事情もあると思われそうです。

・離婚の原因に？

高度に発達したブルジョア社会は一部に退廃的な部分を包含しており、節度を失った「何でもあり社会」の様相を呈しています。例えば不倫とか若い男性に貢いだとか、こういうケースでは、夫から資金用途を尋ねられた時に素直に話すことは躊躇されます。白状すると当然、夫婦関係にひびが入り、場合によっては最悪のケースは離婚ということもありえないことはありません。事実、多重債務の相談に関わっていると、多重債務が原因で離婚に至ったり、離婚が原因で男女問わずに多重債務に陥ったりといったことが意外と多いのに驚きます。

さて、夫に打ち明ける事ができない事情を抱えた専業主婦が、貸金事業者の書類徴求に応じずに、無視を決め込むということも選択枝としてはありえます。さて、こうした場合、貸金業者はどのように対応するのでしょうか。また、法律はどこまで書類の提出を求めているのでしょうか。この問題について、現段階では解答を持ち合わせていません。現在、調査中です。不謹慎とは思いますがとも興味のある事柄です。判明しましたら読者諸氏には次号でお知らせすることにします。

事務局だより

◆ 活動日誌

- ・ 10月16日（金）市町村消費生活相談支援事業 96時間研修「クレジットカウンセリング」
 - ・ 11月10日（火）奈良県 多重債務問題に関する福祉関係団体向け研修会
 - ・ 11月26日（木）福岡県宗像市消費者センター なるほど！知っ得講座 「お金の話」
 - ・ 11月30日（月）県精神保健福祉センター 多重債務問題に関する福祉関係団体向け研修会
 - ・ 12月11日（金）菊池市立菊之池小学校 全校児童と保護者 「ほしいと必要を考えよう」
 - ・ 12月16日（水）九州財務局 多重債務相談会（相良村）
 - ・ 01月23日（土）山鹿市社協 子どもボランティア（小5）「人生いろいろやりくりゲーム」
 - ・ 01月21日（木）熊本大学教養教育「女性と職業」
 - ・ 02月02日（火）平成21年度第3回多重債務者対策協議会専門部会
- *一部を除き、代表の徳村が講演、又は参加しました。

◆今後の予定

- ・ 2月26日（金）または3月13日（土）滋賀県草津市
- ・ 3月2日（火）三角中学校

◆ 西日本新聞に連載中

- ・ 11月より月2回（全12回）西日本新聞生活面に「家族の経済学セミナー」のタイトルで記事を連載中です。

編集後記

1月新年号として発行予定でしたが、編集子が飲過ぎで2月号となりました。ご容赦下さい。今回は山場に差し掛かった「改正貸金業をめぐる最近の状況」を特集しました。私ごとですが、昨年の秋から仕事で県下の各支店(13店舗)を回る機会がありましたので、ついでに各地の法律家(司法書士・弁護士)にお会いして、多重債務者の相談状況をお尋ねしていますが、ドーナツ現象的な動きが出ています。つまり、熊本市内の相談は一時ほどの輻輳した相談はなく、どの相談窓口も比較的落ち着いています。郡部はまだ相談が多く法律家も多忙を極めているようです。熊本市内は相談窓口が増え相談者が分散しているという事情もありますが、「一頃に比べて落ち着いています」という相談窓口がほとんどです。

気になるのはテレビ、ラジオ、インターネットなどのマスメディアが盛んに負債整理の宣伝をしており、そうした所に相談する人が増えているのではないかということです。月間「国民生活」や朝日新聞等でも取り上げられていましたが、全てでは在りませんが、中には悪徳法律家に相談して二次被害にあった相談者も居られる様です。一頃のサラ金の頻繁な宣伝が今度は法律家の「負債整理」「過払い金返還請求」の宣伝に変わっています。テレビの宣伝を見て複雑な心境になるのは私だけではないと思います。

ペンリレーは前号に引き続き、山下紗喜子さんに「一人親家庭」について、卒論の研究の一端をレポート戴きました。多忙な中、寄稿いただき有難う御座いました。(内田)